

議案第17号

三朝町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年3月4日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の育児休業等に関する条例（平成4年三朝町条例第9号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）・（2） 略 （3） 育児休業法第2条第2項又は第3条第1項の規定による請求をした時点において<u>当該請求に係る子の1歳6か月に達する日（以下「子の1歳半到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）を超えて非常勤職員として引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（子の1歳半到達日（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までの間に任期が満了し、かつ、任期が更新されないこと又は非常勤職員として引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）</u>以外の非常勤職員	（育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）・（2） 略 （3） 育児休業法第2条第2項又は第3条第1項の規定による請求をした時点において<u>次の各号のいずれにも該当する非常勤職員</u>以外の非常勤職員 ア <u>職員（1週間の勤務日の日数が3日以上である職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日の</u>

	<u>日数が121日以上である職員に限る。第17条第2号において同じ。）として引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u> <u>イ 当該請求に係る子の1歳6か月に達する日（以下「子の1歳半到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）を超えて非常勤職員として引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（子の1歳半到達日（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までの間に任期が満了し、かつ、任期が更新されないこと又は非常勤職員として引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）</u>
2 略	2 略
（育児休業法第2条第1項ただし書第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間） 第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。 （部分休業をすることができない職員） 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） 略 （2） 育児休業法第19条第1項の規定による請求をした時点において<u>1日の勤務時間数を考慮して別に定める非常勤職員に該当する非常勤職員</u>以外の非常勤職員（短時間勤務職員を除く。次条及び第19条において同じ。） （部分休業の承認の取消事由） 第20条 略 <u>（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）</u> 第21条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、<u>当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、</u>	（育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間） 第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。 （部分休業をすることができない職員） 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） 略 （2） 育児休業法第19条第1項の規定による請求をした時点において<u>次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（短時間勤務職員を除く。次条及び第19条において同じ。）</u> <u>ア 職員として引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u> <u>イ 1日の勤務時間数を考慮して別に定める非常勤職員</u> （部分休業の承認の取消事由） 第20条 略

<u>当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> <u>2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u> <u>(勤務環境の整備に関する措置)</u> <u>第22条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施</u> <u>(2) 育児休業に関する相談体制の整備</u> <u>(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u> (委任) <u>第23条 略</u>	(委任) <u>第21条 略</u>
--	----------------------------------

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の5の改正規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第 号）の施行の日から施行する。